



# 組合運営 Q&A

## ❖ 組合員の定数割れと協同組合の存廃について ❖

<p><b>質問内容</b></p>	<p>当組合では、組合員の廃業や事業不振等の理由から脱退者が相次ぎ、設立要件の4人を欠いてしまいましたが、このまま存続できるのでしょうか。 又、役員の数に欠けているのですが、どうすべきか教えてください。</p>
<p><b>回答内容</b></p>	<p>協同組合を設立するときは、組合員になろうとする者4人以上が発起人となる必要があります。又、組合の役員は、理事が3人以上、監事が1人以上の計4人以上の役員をおこななければならないように定められていますので、組合員数が4人を欠けてしまいますと、その存続に疑問が起きるのが当然のことです。組合員数4人ということについては、設立時の要件であって、存続要件とはなっておりません。</p> <p>したがって、組合員が4人を欠いてしまったとしても、自動的に解散しなければならないというものではありませんので、存続することができます。</p> <p>しかし、組合員数が4人を超えるようにすることが中協法の目的、趣旨に沿うものでありますので、今後とも組合として活動していくためには、新規加入者による充足をはかることが好ましいといえます。</p> <p>次に役員の数ですが、組合の理事になれる人の要件は原則として組合員、又は組合員たる法人の役員であればよいことになっておりますが、定款の定めるところにより定数の下限の3分の1以内で員外理事をおくことができるようになっています。</p> <p>監事の選出については、法律的に特に員内、員外の制限はありません。</p> <p>したがって、組合員が会社などの法人であれば、1組合員から複数の役員を選出することも可能ですので、定数を充足して下さい。</p>

12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です

### 国家公務員倫理審査会から 民間企業の皆様へのお願い

国家公務員との接触、交際にはルールがあります。  
飲食や贈答品のやりとりなどには、ご注意ください。

- 国家公務員は、「利害関係者」(契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者など)との間で、以下のような行為が禁止されています。

- ・金銭・物品の贈与を受けること
- ・供応接待を受けること
- ・車による送迎等の無償の役務の提供を受けること  
など



**割り勘ならOK!!**

※利害関係者側の負担がわずかでも多ければ供応接待になることには注意!

- 国家公務員は、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、同じ相手からの繰り返しのものや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は**公務員倫理ホットライン**にご連絡ください。  
通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

**公務員倫理** ● 03-3581-5344 (土・日・祝日を除く、9:30~18:15)  
**ホットライン** ● rinrimail@jinji.go.jp ※通年で受け付けています。



◎このほか、ルールの詳細などは下記の国家公務員倫理審査会ホームページでご確認下さい。

**国家公務員倫理審査会** <http://www.jinji.go.jp/rinri/> (リンクフリー)